

金融商品の販売等に関する勧誘方針

GAM 証券投資顧問株式会社

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
 - お客様の投資経験、投資目的、財産の状況及び金融商品の販売等に係る契約を締結する目的を十分把握した上で、お客様のご意向と実情に適合した取引等の勧誘に努めます。
 - お客様の知識、投資経験、財産の状況及び金融商品の販売等に係る契約を締結する目的に照らして、適当と考えられる商品等をお勧めし且つ商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
 - お客様の信頼確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に努めます。
 - 電話や訪問による勧誘は、お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などでは行いません。
3. その他勧誘の適正の確保に関する事項
 - 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、金融商品取引法及び関連法令等並びに諸規則等を遵守するとともに、研修体制の充実や内部管理体制の強化に努めます。
 - お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研鑽に努めます。
 - お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めます。
 - 勧誘に際してご迷惑な場合やお気づきの点がありましたら、弊社コンプライアンス・オフィサーまでお申しつけください。

以上

改正 平成 19 年 9 月 30 日

改正 令和 3 年 11 月 19 日